

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- ◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室 デジタル市役所推進課】 3

◇ 告 示

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

児童手当法の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、令和4年6月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第35条第1号チ中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

付 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

北九州市告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

豊町自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	香月和昭	北九州市八幡東区豊町 4 番 7 号
変更後	小野英雄	北九州市八幡東区豊町 1 7 番 7 号

3 変更年月日

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市告示第 292 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

グリーンヒルズ小倉東自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	榎田雅美	北九州市小倉南区横代東町三丁目 9 番 9 号
変更後	櫛山 泉	北九州市小倉南区横代東町三丁目 7 番 22 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区横代東町三丁目 9 番 9 号
変更後	北九州市小倉南区横代東町三丁目 7 番 22 号

4 変更年月日

令和 4 年 5 月 17 日